（開設者による売買取引の結果等の公表）

第十八条　法第十三条第五項第三号ロの規定による公表は、当該卸売市場の取扱品目に属する生鮮食料品等に関する次に掲げる事項について、それぞれ開設者が定める時までに、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

一　その日の主要な品目の卸売予定数量

二　その日の主要な品目の卸売の数量及び価格

（開設者による売買取引の方法及び決済の方法の公表）

第十九条　法第十三条第五項第四号の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

（卸売業者による売買取引の条件の公表）

第二十条　法第十三条第五項第五号の表の四の項の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

一　営業日及び営業時間

二　取扱品目

三　生鮮食料品等の引渡しの方法

四　委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額

五　生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法（法第十三条第五項第四号ロに掲げる方法として業務規程に定められた決済の方法に則したものに限る。）

六　奨励金等がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む。）

（卸売業者による事業報告書の作成等）

第二十一条　法第十三条第五項第五号の表の五の項㈡の事業報告書は、事業年度ごとに、別記様式第二号（都道府県が別に定める場合にあっては、その様式）により作成し、当該事業年度経過後九十日以内（都道府県が別に定める場合にあっては、その期限まで）に、開設者に提出しなければならない。

2　法第十三条第五項第五号の表の五の項㈡の規定による閲覧は、インターネットの利用、事務所における備置きその他の適切な方法によりさせなければならない。

3　法第十三条第五項第五号の表の五の項㈡の農林水産省令で定める財務に関する情報は、貸借対照表及び損益計算書とする。

4　法第十三条第五項第五号の表の五の項㈡の農林水産省令で定める正当な理由がある場合は、次のとおりとする。

一　当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合

二　安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合

三　同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合

（事業報告書の一部の写しの備付け）

第十八条　法第二十九条第一項の農林水産省令で定める部分は、別記様式第一号中合計貸借対照表及び合計損益計算書とする。

2　法第二十九条第一項の農林水産省令で定める期間は、一年間とする。

（帳簿の区分経理）

第十九条　卸売業者は、法第三十条の規定により、中央卸売市場における取引について、自己の計算による取引と委託者の計算による取引とをそれぞれ勘定を設けて経理しなければならない。

第二十条　削除

（仲卸業者に関し業務規程で定める事項）

第二十一条　法第三十三条第三項の農林水産省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　法第三十三条第一項の許可の申請に関する事項

二　仲卸業者（法第三十三条第一項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）の業務の規制に関する事項

三　仲卸業者の届出及び報告に関する事項

四　仲卸業者に対する検査に関する事項

五　仲卸業者に対する監督処分に関する事項